



急な日程変更や閉館情報などを発信します。
友だち登録をお願いいたします。



☆新型コロナウイルス感染症に関する大事なお知らせ

感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

会計ソフトの体験・点検・相談会等、密を避けるため来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただき、ご来館をお願い致します。



青色申告特別控除65万円にチャレンジしてみませんか？

個別 ブルーリターンA 体験講習会

消費税・イータックス対応のパソコン会計ソフトブルーリターンAで青色申告特別控除は65万円。個別体験講習会にご参加ください。

◇日 10月16日(月)・17日(火)
10月30日(月)・31日(火)

◇時間 午前10時 午後1時 午後3時

※11月24日(金)は、研修旅行の為、閉館いたします。

「津まつり」で【税のひろば】開催

日 10月8日(日)
午前9時～午後4時

場所 津まつり会場 時計台付近
◎税金クイズ ◎パネル・ポスター展示
家族揃ってお越し下さい

【主催】 津税務連絡協議会

今年最後の「ブルーリターンA」体験講習会

パソコンがあればOK。消費税対応。

青色申告特別控除65万円も適用。

e-Tax対応。

11月1日(水)・2日(木)

11月27日(月)・28日(火)

時間 午前10時と午後2時

日々の入力(パソコンへの打込み)だけで、減価償却・決算書・申告書が自動的に出来ます。

パソコンによる減価償却の計算

一度パソコンへ減価償却の計算を入力しておく、毎年自動計算されます。決算時には正しい計算表を印刷してお渡します。手書きによる計算は必要なくなります。お気軽に連絡下さい。

【お断り】

2月の税理士先生の税務相談では、手計算による減価償却の計算はお断りします。ご了承下さい。

青色ドック 年に一度の健康診断

◇日 10月26日(木)
10月27日(金)
(希望日をお選びいただけます)
◇場所 メッセウイング・みえ
(津市北河路町)

<ご案内>

☆詳しくは、8月中旬にお送りしました『検診内容の詳細』と『申込書』をご覧の上、**検診申込書**でお申込下さい。
お問い合わせは事務局へどうぞ

青色申告会がつくった、初心者にやさしいパソコン会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めします。

価格29,700円(税込)

(3年分の保守料9,900円含)

—使いやすくて簡単。指導相談も万全—

青色申告特別控除最大65万円適用。

消費税申告・イータックスにも対応します。

お問合せ申込みは事務局へどうぞ。

◎記帳専用ソフトで1年間お試しも可能です
体験ご希望の方はお申し込みください

【青色共済+傷害特約】

月2,250円

健康審査無用・支払い速やか・大きな安心・

病気とケガの総合保障

☆ケガの通院は1日目から1,500円の通院給付

☆国内はもちろん、海外での事故も保障

<お問合せ お申込は事務局へ>

インボイス制度登録申請会のご案内【完全予約制】

インボイスの登録はお済みですか！?

令和5年10月1日から、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

※インボイス(適格請求書)は登録事業者のみが交付することができます。

このインボイスを交付する事業者となるには、**事前に登録申請が必要**です。

課税事業者の方も、インボイスの登録申請をしないとインボイスを交付する事業者(適格請求書発行事業者)になれませんので、お忘れなく申請をお願いいたします!

令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要がありますので、是非、登録申請会にお越しください。

- 日時 9月21日(木)・9月22日(金) / ①9時 ②10時 ③11時 ④13時 ⑤14時 ⑥15時
- 内容 インボイスの登録が決まっている方向けに、申請のサポートをさせていただきます。
- 持ち物 マイナンバーカード(パスワード必須)
- 注意事項 免税事業者が登録すると、消費税の課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。今年度の確定申告時に、消費税の申告もある旨、必ず事務局へお知らせください。

☎059-225-6555 (完全予約制のため、必ずご連絡をお願いいたします)

インボイス制度講習会開催のお知らせ

近づいてまいりました!

令和5年10月から、インボイス制度が始まります!

ご自分に関係ないと思っている方も、もう申請済みでもお話を聞いてみたい方も、是非、講習会にご参加下さい!

日時: 9月28日(木) 10:00~11:30
9月28日(木) 14:00~15:30
10月24日(火) 10:00~11:30
10月24日(火) 14:00~15:30
11月30日(木) 10:00~11:30
11月30日(木) 14:00~15:30

講師: 津税務署 個人課税第一部門
鈴木 純 記帳指導推進官

会場: 津青色申告会会議室



☎059-225-6555

各、先着10名様で終了。
お電話にて好きな日時でお申込み下さい。

<青色教室> 正しい決算

仮決算書(損益計算書, 貸借対照表)を作ります。

11月20日(月)・21日(火)

午前10時~11時半・午後2時~3時半

☆青色申告会の業務時間

月曜日~金曜日 午前8時半~午後4時半

第1・第3土曜日 午前8時半~正午

インボイス制度のあらまし

令和5年10月からはじまります！

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、課税事業者が一般課税で仕入額控除の適用を受けるためには、原則として仕入れ先などから交付を受けたインボイス（適格請求書等）の保存が必要となる制度です。

★インボイスとは

- インボイスとは、事業者が顧客に適用税率や消費税額などを正しく伝えるために、一定の事項を記載した請求書や領収書などの書類をいいます。
- インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）として税務署に登録を受けた課税事業者です。未登録の事業者は、発行事業者の登録番号の記載がない請求書を交付することになります。

図表1 インボイスの記載事項と記載例（イメージ）

① 受領者の氏名または名称	領収書
② インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号（Tのあとに13桁の数字）	白色商店 御中 ① 青色商店 ② 登録番号 T1234567890123
③ 取引年月日	◇年◇月◇日 ③
④ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨を含みます）	割りばし 4箱 ④ 5,500円 牛肉 2kg ★ ④ 5,400円
⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率	合計 10,000円 消費税 900円 10%対象 5,000円 ⑤ 消費税 500円 ⑥ 8%対象 5,000円 ⑤ 消費税 400円 ⑥
⑥ 税率ごとに区分した消費税額等^{※1}	★は軽減税率対象であることを示します

- ※1 「⑥税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じるときは、端数処理をひとつのインボイスで税率ごとに1回おこないます。商品ごとに端数処理をおこなって求めた消費税額等を合計した金額を「税率ごとに区分した消費税額等」とすることは認められません。
- ※2 すべての事項をひとつの書類に記載するのではなく、相互の関連が明確な複数の書類にわけて記載してもそれらの書類を合わせてひとつのインボイスとして取り扱われます。また、仕入れ先に代金を支払う際などに、みずから作成して仕入れ先に交付する仕入明細書等でも、図表1の記載事項があり、相手先の確認を受けたものであればインボイスとして取り扱われます。
- ※3 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業など不特定多数の人に販売をおこなう取引は、インボイスに代えて、受領者の氏名等を省略し、次の事項を記載した簡易インボイス（適格簡易請求書）も交付できます。

- | |
|---------------------------------------|
| ① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号 |
| ② 取引年月日 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨を含みます） |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み） |
| ⑤ 税率ごとに区分した消費税額または適用税率 |

- ※4 インボイスは手書きや電子データでも交付することができます。

★インボイス発行事業者の義務

- インボイス発行事業者は、原則として次のことをしなければなりません。

図表2 インボイス発行事業者の義務

- 取引相手（課税事業者に限る）の求めに応じてインボイスを交付^{※5}する。
- 返品や値引きなど売上げに係る対価の返還等をおこなう場合は、返還インボイスを交付（税込み1万円未満の対価の場合を除く）する。
- 交付したインボイスに誤りがあった場合は、修正したインボイスを交付する。
- 交付したインボイスの写しを保存^{※6}する。

- ※5 税込み3万円未満の公共交通機関の切符や自動販売機での販売、郵便ポストに差し出される郵便切手を対価とする郵便サービス、卸売業者などに委託する一定の販売などは、インボイスの交付義務が免除されます。
- ※6 写しは、インボイスそのもののコピーだけではなく、手書き領収書などのカーボン複写も認められます。また、インボイスの記載事項が確認できるレジスターのジャーナル（1日分の取引記録）などでも差し支えありません。パソコンなどを使ってみずから作成して交付したインボイスは、電子帳簿保存法にもとづいた一定の要件のもと、電子データで保存することができます。

事務所家賃等（口座振替で支払）

▽契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引（例：事務所家賃）であっても、仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要です。
▽インボイスとして必要な記載事項は、一つの書類だけで全てが記載されている必要はなく、例えば契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳・銀行が発行した振込金受取書）とともに保存しておけば、仕入額控除の要件を満たすこととなります。
※制度開始前に既に契約書を作成している場合には、新たに契約書を作成する必要はなく、登録番号等のインボイスを記載事項として不足している事項を管轄人から通知を受けることにより対応することも可能です。

～津青色申告会での消費税の申告（令和5年分）について～【完全予約制】

- ① インボイスが始まり消費税申告への混雑を避けるため、1月から始まります確定申告時期に消費税の申告をお断りして、下記の相談会へ来ていただくようお願いする場合がございますので、ご了承ください。
- ② 消費税の相談会は、令和6年3月18日（月）～3月29日（金）までです。（土日祝日は閉館）
- ③ 消費税申告のための手数料が別途かかる場合がありますので、ご了承ください。
- ④ 必ず過去2年分（令和3年・令和4年）の「所得税の確定申告書」「決算書」「消費税の申告書（あれば）」を必ずご持参してください。（免税事業者か課税事業者を判断します。2割特例を受ける場合に必要）
- ⑤ 「簡易課税」を選択している場合は簡易課税を選択していることがわかるもの。
- ⑥ 消費税の中間納付をしている方は、必ず中間納付税額、中間納付譲渡割額を教えてください。（税務署より送付される「確定申告書のお知らせ」を必ずご持参ください。）
- ⑦ インボイス制度により消費税の申告をされる方は、インボイス登録していることがわかるもの。
- ⑧ マイナンバーカードがあればご持参お願いします。（パスワードも必須）

※上記、④～⑦に関して消費税を申告するために必要な情報です。不足していると消費税の申告ができずお断りさせて頂く場合がありますので、ご注意ください！

☎059-225-6555（電話にてご予約・または事務所にてご予約お願いいたします）